

## 行田市水道事業広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、行田市水道事業（以下「水道事業」という。）が発行する印刷物等に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することにより、水道事業の財源を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報紙「すいどうだより」

イ 検針票「水道使用水量のおしらせ」

ウ 前号に掲げるもののほか、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が広告媒体として適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(3) 広告主 広告掲載をする者

### (広告掲載の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、行田市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとともに、行田市民の生活に関連したものとする。

2 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）の広告については、広告掲載をしないものとする。

(1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

(2) ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

(3) その他前2号の要件に適合しない事業等で市長が適切でないとしたもの

3 次に掲げる内容の広告については、広告掲載しないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動及び選挙活動に関するもの

(2) 意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの

(5) 求人広告に関するもの

(6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(8) その他市長が適切でないとしたもの

### (広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載位置等は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙「すいどうだより」、市ホームページ等の広報媒体において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの方法により広告を募集する場合は、この限りではない。

- (1) 民間企業等を指定して広告掲載を依頼する場合
- (2) 広告代理業を介して広告掲載を募集する場合  
(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表第2のとおりとする。

(広告掲載の申込み方法)

第7条 広告掲載の申込みをすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 企業及び個人の事業者
- (2) 公共団体又はこれに類する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

2 広告掲載を希望する者は、募集期間内に行田市水道事業広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する広告掲載の基準により、広告掲載の可否を決定し、行田市水道事業広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知しなければならない。

(広告主の責任)

第9条 前条の規定により広告掲載をする旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告媒体に掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、水道事業に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

3 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

4 広告掲載の広告の作成は広告主が行うものとする。

5 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が水道事業の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は業務を停滞させる行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(5) 水道事業の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主が納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できないときは、この限りではない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第1（第4条関係）

印刷物	規格	掲載位置	掲載枠
広報紙「すいどうだより」	縦45mm× 横172mm 2色刷り	4～5ページ 下段	2枠
検針票「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」	縦40mm× 横70mm 単色刷り	裏面	2枠

別表第2（第6条関係）

広告媒体	1枠当たりの広告掲載料
広報紙「すいどうだより」8月発行分	20,000円
広報紙「すいどうだより」2月発行分	20,000円
検針票 上半期発行相当分	40,000円
検針票 下半期発行相当分	40,000円

※上記の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

様式第1号（第7条関係）

行田市水道事業広告掲載申込書

年 月 日

行田市水道事業  
行田市長

広告掲載申込者 住所（所在地）  
名 称  
代表者職氏名  
電 話 番 号  
担当者職氏名

印

行田市水道事業広告掲載要綱第7条の規定により次のとおり申し込みます。

広告の掲載を希望する媒体	
掲載内容	別添資料のとおり
掲載を希望する期間等	
その他特記事項	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

行田市水道事業

行田市長

印

行田市水道事業広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました行田市水道事業広告掲載について次のとおり決定しましたので通知します。

掲載します。

掲載しません。

理由